

○山梨県迷惑行為防止条例の解釈及び運用上の留意事項について

〔 令和 2 年 7 月 1 6 日 〕
〔 例規甲（生企企）第 1 9 号 〕

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 3 8 年山梨県条例第 4 4 号。以下「条例」という。）の運用について必要な事項は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の施行について（昭和 3 8 年 1 2 月 2 8 日付け、甲通達（防）第 8 2 号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、条例の一部が改正されたことに伴い、旧通達を見直し、山梨県迷惑行為防止条例の解釈及び運用上の留意事項について次のとおり定め、令和 2 年 7 月 1 6 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第 1 条例の趣旨

この条例は、公衆に不安を与え又は著しく迷惑をかけていたいわゆるぐれん隊等による暴力的不良行為を防止し、県民生活の平穏を保持するため、昭和 3 8 年に制定され、その後の社会情勢の変化等による改正を経て施行されてきたものである。近年、撮影機器の高性能化・小型化等に伴う規制対象外の場所における盗撮行為や新たな形態の迷惑行為が発生するなど県民生活の平穏が著しく脅かされている状況にあることから、令和 2 年 3 月に条例の一部改正（令和 2 年 7 月 1 日施行）が行われ、盗撮行為等に係る規制の強化として、規制対象場所の拡大や前段行為の規制の追加のほか、県民生活に大きな不安を与えている嫌がらせ行為の禁止に関する規定を新設するなど所要の改正が行われたものであり、条例の名称も山梨県迷惑行為防止条例に改正されたものである。

第 2 条例の概要

1 目的（第 1 条関係）

本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、人に著しい迷惑をかけて社会的害悪の根源となっている行為はもちろんのこと、風俗環境上又は日常生活上著しく迷惑を及ぼす行為を含めて、これを防止することにより、県民生活の平穏を保持しようとするものである。

2 適用上の注意（第 2 条関係）

本条は、条例を適用するに当たっての訓示規定であり、規制内容を拡大解釈して適用の限度を超えること、本来の目的を逸脱して他の目的のために濫用すること等はあってはならないため、この内容を明確化することにより、条例の適正な運用について徹底を図るため規定したものである。また、国民の権利と密接な関係を持つ

規定を設けたことなどに配慮したものであり、本条例の適用に当たっては、

ア 国民の正当な権利を不当に侵害しないよう留意すること。

イ 本来の目的を逸脱しないこと。

の2点について、運用する上で特に注意するよう明記したものである。

3 粗暴行為の禁止（第3条関係）

本条は、いわゆるチンピラ、不良グループ、暴走族等の素行不良者が日常行っている暴力的不良行為等である粗暴又は乱暴な行為の禁止規定であり、数人でたむろし、通行人や乗客に対し、口実を設けて言いがかりをつけ、凄み、凶器を携帯し、徘徊する等の行為は、公共の場所や公共の乗物における粗暴行為の最たるものであって、善良な県民の自由を著しく侵害し、かつ、善良な風俗を著しく阻害していることから規制するものである。

4 卑わいな行為の禁止（第4条関係）

本条は、公共の場所等における卑わいな行為を禁止する規定で、本条各号の違反が成立するためには、行為者に当該行為が卑わいな行為であるとの認識（故意）が必要であり、「卑わいな行為」とは、いやらしく淫らな動作で、普通人の性的羞恥心を害し、嫌悪感を催させるものをいう。

5 不当な金品要求（たかり）行為の禁止（第5条関係）

本条は、金品の不当な要求行為、すなわち、いわゆる「ゆすり」及び「たかり」行為の禁止規定であり、もちろん、ゆすり及びたかりと一般的に言われている概念には、刑法（明治40年法律第45号）の恐喝罪及び強要罪に該当するものも含めて解釈されているが、ここでは、恐喝及び強要（未遂を含む。）の罪に至るまでの周辺行為、さらに具体的に言えば、これらの罪と軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第22号（こじきの罪）との中間にあるとも言える悪徳行為を規制することによって、個人の意思及び行動の自由並びに財産を保護し、その生活の安全と平穩を図ろうとするものである。

6 入場券等の不当な売買行為の禁止（第6条関係）

本条は、入場券等の不当な売買行為、いわゆるダフヤ行為の禁止規定であり、第1項は入場券等の不当購入を、第2項は入場券等の不当な転売を規制することによって運送機関又は娯楽施設等の利用の機会均等の権利を保護しようとするものである。

7 座席等の不当な供与行為の禁止（第7条関係）

本条は、座席等の不当な供与行為、いわゆるショバヤ行為の禁止規定であり、特定者の利益目的のために県民の權益、すなわち、何人も自由に、又は先占の順序に従って利用し得るべき座席等の利用又は機会均等を阻害する行為を規制するものである。これらの行為を規制し、かつ、ショバヤ行為を禁止することによって、ショ

バヤ行為から派生的に起こる暴行、傷害、恐喝、ひいては縄張り争いによる集団的暴行事件等を未然に防止しようとするものである。したがって、これらが本条の保護法益であり、この目的を達成しようとするのが、本条を設けた趣旨である。

8 不当な景品買行為の禁止（第8条関係）

本条は、景品買行為を規制しようとするものであるが、景品を買う行為そのものを禁止するものではなく、遊技場又はその付近で、うろつき、又は遊技客につきまとして行われる景品買の外形的行為の悪性に着眼して規制しようとするものであって、街頭における善良な風俗環境の保持及び個人の意思並びに行動の自由の保護を目的とするものである。

9 押売行為等の禁止（第9条関係）

本条は、押売行為の禁止規定であり、本県では昭和32年、山梨県押売等防止条例を制定、即日施行し、強力な取締りを行ってきたところであるが、街頭における同種の行為は規制の対象外であったため、同条例の不備を補うとともに、法体系を整備するため、山梨県押売等防止条例を廃止してこの条例に吸収したものである。

本条は、戸々を訪れて行う押売行為及び街頭その他公共の場所における悪質な売買行為をそれぞれ規制することによって、住居の平穏及び街頭における風俗環境を保持し、個人の意思及び行動の自由を保護するとともに、無用な財産的損失を防止しようとするものである。

10 不当な客引行為等の禁止（第10条関係）

本条は、不当な客引き及び客待ち行為等の禁止規定であり、近年、全国的には繁華街等において、風俗営業等を営む者又はその従業者だけでなく、これらの者から委託を受けた者、いわゆるフリーのキャッチ等による客引き行為が横行し、客引きのための客待ち行為についても、来訪者や地域住民等に多大な不安と迷惑を及ぼしている状況にあって、県内でも善良な風俗環境を害するおそれがあるため、不当な客引き及び誘引行為等を規制し、県民生活の平穏の保持を図ろうとするものである。

11 ピンクビラ等の配布行為等の禁止（第11条関係）

本条は、ピンクビラ等を定義付けした上で、ピンクビラ等が配布されることによって被る不快感、嫌悪感、羞恥心等の迷惑性を排除し、人の行動の自由、善良な風俗及び住居の平穏を保護しようとするものであり、規制対象となる行為は、ピンクビラ等を

ア 公共の場所において配布する行為

イ 公衆電話ボックス内、公衆便所内、公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所において掲示等する行為

ウ 住居等へ投函等する行為

エ 配布等の目的で所持し、又は携帯する行為

である。

1 2 嫌がらせ行為の禁止（第 1 2 条関係）

本条は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 1 号）の規制が及ばない恋愛感情等以外の感情を充足する目的で行われる行為のうち、一定の直接的、かつ、悪質なつきまとい等の行為について規制を行うもので、正当な理由なく、専ら、特定の者又はその配偶者等の当該特定の者と密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような一定の行為を反復して行うことを規制することにより、人の身体、自由に対する危害の発生を防止し、県民生活の平穏を保持しようとするものである。

規制する行為は、次のとおりである。

- ア つきまとい、待ち伏せ等（第 1 号）
- イ 行動監視の告知等（第 2 号）
- ウ 義務のない要求（第 3 号）
- エ 粗野又は乱暴な言動（第 4 号）
- オ 無言電話、連続電話等（第 5 号）
- カ 汚物等の送付等（第 6 号）
- キ 名誉を害する事項の告知等（第 7 号）
- ク 性的羞恥心を害する事項の告知等（第 8 号）

1 3 湖水等における危険行為の禁止（第 1 3 条関係）

本条は、遊泳、行楽その他のため、多数の人が集まっている河川、湖水等における危険行為の禁止規定であり、第 1 項は河川、湖水等におけるモーターボート等の危険な行為、第 2 項は正当な理由がなく、他人の浮輪、手こぎボートその他小舟等に対するいたずら行為、第 3 項は遊泳、行楽のため、多数の人が集まっている河川、湖水等の通常一般交通の用に供しない場所において、正当な理由がなく自動車その他の車両を走行させる行為を規制することによって、遊泳者等の生命、身体の安全と河川、湖水等の平穏な環境を保持しようとするものである。

1 4 罰則（第 1 4 条関係）

本条は、条例の規定に違反する行為に対して、罰則を科することを規定したものである。

なお、本条例には、刑法総則の適用がある旨の明文はないが、刑法第 8 条（他の法令の罪に対する適用）によって、刑法総則の適用となる。

1 5 両罰規定（第 1 5 条関係）

本条は、いわゆる両罰規定で、この規定に掲げる従業員が、その営業に関して違反行為をした場合は、これらの者が罰せられるほか、その営業の営業者である法人又は人に対しても罰則の適用がある。

第3 運用上の留意事項

1 人権の尊重

この条例の制定目的は、人に著しく迷惑をかける行為を禁止して、県民生活の平穏を保持することであり、本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用し、又は不当に人権を侵害することがあってはならないため、運用に当たっては、県民の批判や不信を招くことなどのないよう特に留意すること。

2 違反行為の実態把握

取締りが円滑かつ適正に行われるため、条例違反行為のそれぞれの態様や背後にある組織の関わりを解明するなど実態把握を綿密に行い、常習性を立証しての加重罰則の適用、両罰規定及び刑法総則の共犯規定の活用等により条例の積極的な運用に努めること。

3 条例と既存法令との関係

この条例は、現行法令の不備又は欠陥を補うために制定されたものであるため、条例の規制対象となっているものの多くは、刑法、軽犯罪法のほか種々の既存法令に規定する罪と行為の形態、構成要件、保護法益等の点で密接な関連性を持っている。したがって、条例違反として検挙した行為が、他の法令違反も構成することがあることから、罪数問題については、具体的事案に即して判断しなければならないため、条例の適用に当たっては、既存法令との関係を十分理解し、適切な判断に基づいて法令の適用に過誤のないよう留意すること。